

広島県告示第六十二号

地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）第五十八条の三の規定によつて、広島県の等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとの職員の数を別冊のとおり公表する。

平成二十九年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦